

平成23年

上尾市教育委員会4月定例会
議案資料

目 次

議案第28号 関係資料 (上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について)

◇新旧対照表 -----	1
--------------	---

議案第29号 関係資料 (上尾市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について)

◇「文化財保護審議会臨時委員」関係法令 -----	4
---------------------------	---

議案第30号 関係資料 (教育長が臨時に代理して処置した事項の承認について)

◇「教育長の臨時代理」関係法令 -----	5
-----------------------	---

◇「産業医」関係法令 -----	6
------------------	---

◇上尾市立小・中学校職員服務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(服務の宣誓) 第5条 <u>新たに職員となった者は</u>赴任後、7日以内に<u>学校職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年上尾市条例第24号)</u>の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。</p> <p>(休暇) 第10条 《同右》</p> <p>2 職員が、条例第14条に規定する病気休暇又は条例第15条に規定する特別休暇(産前産後の休暇を除く。)を受けようとするときは、<u>第2号様式の3</u>による休暇願をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため勤務時間等規則第12条第1項第21号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。</p> <p><u>3 職員が、条例及び勤務時間等規則の規定に基づき、病気休暇を受けようとするときは、病気休暇簿(第2号様式の4)をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。</u></p> <p>4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならない。 (1) 連続する8日以上期間の病気休暇(当該期間における週休日、時間外勤務代休時間全指定日(勤務時間等規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。)、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日(以下この項において「要勤務日」という。)の日数が3日以下であるものを除く。) (2) 請求に係る病気休暇の期間の初日前1月間における病気休暇を使用した日(要勤務日に病気休暇を使用した日に限る。)の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る病気休暇</p>	<p>(服務の宣誓) 第5条 職員は赴任後、7日以内に<u>条例</u>の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。</p> <p>(休暇) 第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第13条に規定する年次休暇又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。)第12条第1項第1号本文に規定する休暇(以下「産前産後の休暇」という。)を受けようとするときは、年次休暇については第2号様式による年次休暇簿、産前産後の休暇については第2号様式の2による休暇届をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。</p> <p>2 職員が、<u>条例第14条に規定する病気休暇又は条例第15条に規定する特別休暇(産前産後の休暇を除く。)</u>を受けようとするときは、<u>第2号様式の2の2</u>による休暇願をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため勤務時間等規則第12条第1項第21号に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。</p> <p>3 職員が、<u>引き続き7日以上にわたり、条例第14条に規定する病気休暇を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の診断書を添えなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>5 《同右》</p> <p>6 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、<u>第2号様式の5</u>による要介護者の状態等申出書を添えなければならない。</p> <p>7 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第24号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、<u>第2号様式の6</u>によるボランティア活動計画書を添えなければならない。</p> <p>8 《同右》</p> <p>9 《同右》</p>	<p>4 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第2号又は第3号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、母子健康手帳を提示しなければならない。</p> <p>5 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、第2号様式の2の3による要介護者の状態等申出書を添えなければならない。</p> <p>6 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第24号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項の規定による願い出の際、<u>第2号様式の3</u>によるボランティア活動計画書を添えなければならない。</p> <p>7 職員が、条例第16条に規定する組合休暇を受けようとするときは、第3号様式による休暇願をもって校長に願い出なければならない。</p> <p>8 職員が、条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、第3号様式の2による介護休暇簿をもって、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ願い出なければならない。</p>
<p><u>（修学部分休業の承認申請）</u> <u>第17条の7 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該修学部分休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、修学部分休業承認申請書（第7号様式の10）を教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 教育委員会は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</u></p>	
<p><u>（修学状況変更届）</u> <u>第17条の8 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学し、又は休学したときは、遅滞なく、修学状況変更届（第7号様式の11）を教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 前条第2項の規定は、前項に規定する届出について準用する。</u></p>	
<p><u>（修学部分休業取消申請書）</u> <u>第17条の9 修学部分休業をしている職員は、現に承認を受けている修学部分休業の期間の一部について取消しを申請しようとするときは、あらかじめ修学部分休業取消申請書（第7号様式の12）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>（自己啓発等休業の承認申請）</u> <u>第17条の10 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則と</u></p>	

改正後	改正前
<p>して当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書（第7号様式の13）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p>	
<p>（自己啓発等休業状況報告書）</p> <p>第17条の11 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（第7号様式の14）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項に規定する報告について準用する。</p>	
<p>（専従許可）</p> <p>第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、第11号様式による専従許可願を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 ≪同右≫</p>	<p>（専従許可）</p> <p>第22条 職員は、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条の2第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、第11号様式による専従許可願を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた職員は、地方公務員法第55条の2第4項に規定する事由が生じた場合は、その旨を速やかに書面で教育委員会及び埼玉県教育委員会に届け出なければならない。</p>

◇「文化財保護審議会臨時委員」関係法令

●文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

（地方文化財保護審議会）

第九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

●上尾市文化財保護条例（平成18年上尾市条例第8号）

第5章 上尾市文化財保護審議会

（設置）

第24条 法第190条の規定に基づき、教育委員会に上尾市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会への諮問）

第25条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、第8条第3項又は第6項の規定に該当するときは、審議会への諮問を要しない。

（組織）

第26条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第27条 委員及び臨時委員は、文化財に関し専門的学識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

（委員長）

第28条 審議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第29条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

◇「教育長の臨時代理」関係法令

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）

（臨時代理）

- 第4条 法第13条第2項ただし書の場合においてなお教育委員会の会議を開くことができないとき又は教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、教育長は、当該決裁すべき事項について臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定による処置については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

◇「産業医」関係法令

●労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令（※1）で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令（※2）で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令（※2）で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（※1）●労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（産業医を選任すべき事業場）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

（※2）●労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 ≪省略≫

三 ≪省略≫

2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する（※3）。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。

3 第八条の規定は、産業医について準用する（※3）この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

（※3）準用することとされている規定

（総括安全衛生管理者の選任）

第二条 法第十条第一項の規定による総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に行なわなければならない。

2 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、様式第三号による報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

（衛生管理者の選任の特例）

第八条 事業者は、前条第一項の規定により衛生管理者を選任することができないやむを得ない事由がある場合で、所轄都道府県労働局長の許可を受けたときは、同項の規定によらないことができる。

（産業医及び産業歯科医の職務等）

第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - 二 作業環境の維持管理に関すること。
 - 三 作業の管理に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 - 五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - 六 衛生教育に関すること。
 - 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。
- 一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者
 - 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの
 - 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
 - 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- 3 産業医は、第一項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 4 事業者は、産業医が法第十三条第三項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。
- 5 ≪省略≫
- 6 ≪省略≫

●上尾市立学校職員衛生管理規程（平成19年上尾市教育委員会教育長訓令第1号）

（産業医）

第6条 法第13条の規定に基づき、職員が50人以上勤務する学校に産業医を置く。

- 2 産業医は、上尾市教育委員会が委嘱する。
- 3 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項各号に掲げる事項のうち、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。